

桜が丘保養園 利用料のお知らせ

通所介護事業所

R 7. 5. 1現在

(1単位 = 10.14円)

利用料	要支援1	要支援2	月～金 土	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5					
	1798単位/月 (週1回利用)	3621単位/月 (週2回利用)		658単位	777単位	900単位	1023単位	1148単位					
入浴介助加算(Ⅰ)				1日につき +40単位									
口腔機能向上加算(Ⅱ)				1回につき +160単位(月2回を限度)									
通所型独自サービス口腔機能向上加算(Ⅱ)	1回につき +160単位(月1回を限度)												
通所型独自一体的サービス提供加算	運動器機能向上及び口腔機能向上 480単位/月												
通所型独自サービス介護サービス科学的介護推進加算	1月につき40単位を加算												
個別機能訓練加算(Ⅰ)イ									1日につき +56単位				
個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ									1日につき +76単位				
個別機能訓練加算(Ⅱ)									1日につき +20単位				
中重度者ケア体制加算									1日につき40単位を加算				
認知症加算									1日につき +60単位				
通所介護サービス科学的介護推進加算									1日につき40単位を加算				
通所型独自サービス提供体制加算(Ⅰ)									事業対象者・要支援1 88単位/月 要支援2 176単位/月				
サービス提供体制加算(Ⅰ)				1回につき22単位を加算									
生活機能向上グループ活動加算	100単位/月												
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)									1月につき +所定単位×9.2%				
通所型独自サービス提供体制加算(Ⅰ)	1月につき +所定単位×9.2%												
ADL維持等加算(Ⅰ)									1月につき30単位を加算				

訪問介護事業所

(1単位 : 10.21円)

サービスの種類	所要時間	利用者負担額
身体介護	20分未満	163単位/回
	20分以上30分未満	244単位/回
	30分以上1時間未満	387単位/回
	1時間以上1時間30分未満	567単位/回
	以後30分増すごとに	82単位/回
生活援助	20分以上45分未満	179単位/回
	45分以上	220単位/回
	身体介護に引き続き生活援助を行った場合 (所要時間が20分から起算し25分を増すごとに)	65単位/回 (195単位を限度)
予防訪問介護	1176単位～3727単位 /月	
初回加算	新規に訪問介護計画書を作成し、初月にサービス提供責任者がサービスの提供を行った場合	200単位/月(初月のみ)
特定事業所加算(Ⅱ)	所定単位数の 10%	
口腔連携強化加算	50単位 /回(月1回を限度)	
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の24.5%	